クローバーのさと　イムスホーム　カウピリ板橋

従来型多床室　利用料金

R5. 4. 1　改定

（1）基本料金　（1日あたり）

基本サービス費（介護保険適用時）

要介護度	従来型多床室		
	1割	2割	3割
要介護1	６２５円	1,２４９円	1,８７４円
要介護2	６９９円	1,３９８円	2,０９６円
要介護3	７７６円	1,５５２円	2,３２８円
要介護4	８５１円	1,７０１円	2,５５１円
要介護5	９２４円	1,８４７円	2,７７０円

＊　高額介護サービス費について

・1か月に支払った負担額の合計が負担限度額を超えたときは、市区町村に申請にすることにより払い戻される場合があります。

（2）食費・居住費（1日あたり）・加算項目

居住費【ユニット型個室】		食費
第4段階	８５５円	1,６３０円

＊　食費・居住費の減額について

居住費・食費については『介護保険負担限度額認定証』をお持ちの方は、認定証に記載してある負担額の通り減額になります。認定を受けていない方は、各区市町村の介護保険課へ直接お問い合わせの上、必要な申請手続きをお願い致します。

尚、介護保険負担限度額認定証は当施設へ、ご持参頂きますようお願い致します。

（3）加算項目

	加算項目		金額			要件
			1割	2割	3割	
1	日常生活継続支援加算		４０円/日	７９円/日	１１８円/日	・算定日の前6～12月間の新規入所者総数のうち要介護4・5の入所者の割合が70%以上、介護を必要とする認知症者の占める割合が65%以上、喀痰吸引等が必要な入所者の割合が 15%以上のいずれかの要件を満たし、介護福祉士の数が入所者6名につき1名配置されている場合
2	看護体制加算	Ⅰロ	5円/日	9円/日	１３円/日	・入所定員51人以上 ・常勤看護師1名以上配置 ・看護介護職員数の基準適合
		Ⅱロ	9円/日	１８円/日	２７円/日	・入所定員51人以上 ・常勤看護師配置 25 対 1 以上かつ看護職員の定員数に1を加えた数以上 ・看護職員による24時間連絡体制 ・看護介護職員数の基準適合

3	夜勤職員配置加算	1ロ	１５円/日	２９円/日	４３円/日	・入所定員 51 人以上 ・夜勤職員の最低基準数+1 以上
		Ⅲロ	１８円/日	３５円/日	５３円/日	・上記要件に加え、夜勤時間帯に看護職員又は喀痰吸引等業務・特定行為業務の登録を受けている介護福祉士、特定登録者等を１人以上配置
4	生活機能向上連携加算	Ⅰ	１０９円/日	２１８円/日	３２７円/日	・訪問リハ若しくは通所リハを実施する事業所、又はリハビリを実施する医療提供施設の理学療法士等又は医師の助言に基づき、機能訓練指導員等と共同し個別機能訓練計画書を作成し機能訓練を行った場合
		Ⅱ	２１８円/日	４３６円/日	６５４円/日	・訪問リハ若しくは通所リハを実施する事業所、又はリハビリを実施する医療提供施設の理学療法士等又は医師が指定介護老人福祉施設を訪問し機能訓練指導員等と共同して個別機能訓練計画書を作成し機能訓練を行った場合
			１０９円/日	２１８円/日	３２７円/日	・上記（Ⅱ）の要件に加え個別機能訓練を算定する場合
5	個別機能訓練加算	Ⅰ	１３円/日	２６円/日	３９円/日	・専ら機能訓練指導に従事する常勤の理学療法士等を１名以上配置している場合で、入所者ごとに個別機能訓練計画書を作成して実施している場合
		Ⅱ	２２円/月	４４円/月	６６円/月	・個別機能訓練計加算Ⅰを算定している場合であって、個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、それを活用した場合
6	ＡＤＬ維持等加算	Ⅰ	３３円/月	６６円/月	９９円/月	・日常生活動作の維持又は改善度合いが一定の水準を超えた場合、評価対象期間が満了した日の属する月の翌月から 12 か月以内の期間に限り（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれかを算定する
		Ⅱ	６６円/月	１３１円/月	１９７円/月	
7	若年性認知症受入加算		１３１円/日	２６２円/日	３９３円/日	・若年認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている事業所において、若年認知症利用者に対して介護福祉施設サービスを行った場合
8	常勤医師配置加算		２８円/日	５５円/日	８２円/日	・常勤専従の医師を１名以上配置している場合
9	精神科医療養指導		６円/日	１１円/日	１７円/日	・入所者数の３分の１以上が認知症で、精神科担当医師による療養指導が月２回以上行われている場合
10	障害者生活支援体制加算	Ⅰ	２９円/日	５７円/日	８５円/日	・視覚障害者等が 15 人以上入所している、又は視覚障碍者等の入所者が 30%以上介護老人福祉施設において、専従・常勤の障害者生活支援員を１名以上配置している場合
		Ⅱ	４５円/日	９０円/日	１３４円/日	・視覚障害者等の入所者が 50%以上で、専従常勤の障害者生活支援員を２名以上配置している場合
11	外泊時費用（月６日限度）		２６９円/日	５３７円/日	８０５円/日	・医療機関への入院・居宅への外泊の場合
12	外泊時在宅サービス利用費（月６日限度）		６１１円/日	1,２２１円/日	1,８３２円/日	・居宅への外泊の場合で介護老人福祉施設が居宅サービスを提供した場合
13	初期加算		３３円/日	６６円/日	９９円/日	・入所した日から起算して 30 日以内の期間算定。 ・30 日を超える病院又は診療所への入院後に介護老人福祉施設に再び入所した場合

14	再入所時栄養連携加算 （1 回限り）	２１８円/回	４３６円/回	６５４円/回	・介護老人福祉施設に入所している利用者が退所し病院又は診療所に入院した場合であって、当該利用者が退院した後に再度、当該介護老人福祉施設に入所する際、2 次入所において必要となる管理栄養が、1 次入所の際に必要としていた管理栄養とは大きく異なるため、当該介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該利用者に関する栄養ケア計画を策定した場合
15	退所前訪問相談援助加算	５０２円/回	1,００３円/回	1,５０５円/回	・入所期間が 1 月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、又は医師のいずれかの職種が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合又は、入所者が退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合
16	退所後訪問相談援助加算	５０２円/回	1,００３円/回	1,５０５円/回	・入所者の退所後３０日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して援助を行った場合又は、入所者が退所後にその居宅でなく他の社会福祉施設等に入所する場合であって当該入所者の同意を得て社会福祉等を訪問し連絡調整、情報提供等を行った場合
17	退所時相談援助加算 （1 回限り）	４３６円/回	８７２円/回	1,３０８円/回	・入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス等ついて相談援助を行い，かつ，当該入所者の同意を得て，退所の日から 2 週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村及び老人介護支援センターに対して，当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供した場合又は、入所者が退所後にその居宅でなく，他の社会福祉施設等に入所する場合であって，当該入所者の同意を得て，当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報提供した場合
18	退所前連携加算 （1 回限り）	５４５円/回	1,０９０円/回	1,６３５円/回	入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合において，当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して，当該入所者の同意を得て，当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ，当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

19	栄養マネジメント強化加算		１２円/日	２４円/日	３６円/日	・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師などが共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週 3 回以上おこない、入所者ごとの栄養状態、嗜好などを踏まえた食事の調整などを実施すること ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること ・入所者ごとの栄養状態などの情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施にあたって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
20	経口移行加算		３１円/日	６１円/日	９２円/日	・医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士，看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して，現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって，当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は，当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り算定
21	経口維持加算	Ⅰ	４３６円/月	８７２円/月	1,３０８円/月	現に経口により食事を摂取する者であって，摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して，医師又は歯科医師の指示に基づき，医師、歯科医師、管理栄養士，看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して，入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い，入所者ごとに，経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって，当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合
		Ⅱ	１０９円/月	２１８円/月	３２７円/月	協力歯科医療機関を定めている指定介護老人福祉施設が、経口維持加算 (1)を算定している場合であって，入所者の経口による継続的な食事摂取を支援するための食事観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
22	口腔衛生管理加算	Ⅰ	９９円/月	１９７円/月	２９５円/月	・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月 2 回以上行うこと ・歯科衛生士が、入所者に係る口腔ケアについて介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと ・歯科衛生士は口腔に関する問題点、歯科医師からの指示、口腔ケアの内容、介護職員への技術的助言及び指導その他必要な事項を記録すること
		Ⅱ	１２０円/月	２４０円/月	３６０円/月	・口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
23	療養食加算		7円/回	１３円/回	２０円/回	・医師の発行する食事箋に基づき、疾病治療の直接の手段として療養食を提供していること ・療養食の提供が、管理栄養士、栄養士により管理されていること

						・年齢や心身の状況を考慮し適切な栄養量、内容の療養食を提供すること
24	配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間	７０９円/回	1,４１７円/回	2,１２６円/回	・配置医師が早朝または深夜に施設を訪問し、診療を行うこと及び診察の内容を記載すること ・入所者に対する緊急時の注意事項や病状についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどが、配置医師と施設の間で具体的に取り決められていること ・複数名の配置医師を置いている、若しくは、配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保していること
		深夜	1,４１７円/回	2,８３４円/回	4,２５１円/回	
25	看取り介護加算Ⅰ 1：死亡日 45 日前～31 日前 2：死亡日 30 日前～4 日前 3：死亡日前々日、前日 4：死亡日	1	７９円/日	１５７円/日	２３６円/日	・医師が回復の見込みがないと判断したものであること ・医師、看護師、介護支援専門員その他の職種のものが共同で作成した入所者の介護にかかる計画について、説明を受け同意している者であること ・入居者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、入居者に関する記録を活用し行われる介護について説明を受け同意した上で介護を受けている者であること ・人生の最終段階における医療･ケアの決定プロセスに関するガイドライン等の内容に沿った取り組みを行うこと ・看取りに関する協議の場の参加者として生活相談員を明記すること ・ケアプラン作成にあたり本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること
		2	１５７円/日	３１４円/日	４７１円/日	
		3	７４２円/日	1,４８３円/日	2,２２４円/日	
		4	1,３９６円/日	2,７９１円/日	4,１８６円/日	
26	看取り介護加算Ⅱ 上記 1～4 同様	1	７９円/日	１５７円/日	２３６円/日	・配置医師緊急時対応加算に該当 ・上記（Ⅰ）にいずれも該当 ・介護老人福祉施設内で死亡した場合
		2	１５７円/日	３１４円/日	４７１円/日	
		3	８５１円/日	1,７０１円/日	2,５５１円/日	
		4	1,７２３円/日	3,４４５円/日	5,１６７円/日	
27	在宅復帰支援機能加算		１１円/日	２２円/日	３３円/日	・在宅復帰率が 30%以上を示すこと ・退所者が退所後 30 日以内に、施設の従事者が退所者の居宅を訪問し、担当ケアマネージャーから 1ヵ月以上在宅で生活できる見込みであることを確認し、記録すること ・入所者の家族との連絡調整を行い、入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること
28	在宅・入所相互利用加算		４４円/日	８８円/日	１３１円/日	数の者に関して在宅や入所期間を定めて、対象事業者の居室を計画的に利用している場合

29	認知症専門ケア加算	Ⅰ	4円/日	7円/日	１０円/日	・利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ以上の者が５割以上を占めること ・認知症介護に関する専門的な研修を終了した者を日常生活自立度Ⅲ以上の対象者が20名に満たない場合は１名以上、20 人以上の場合は 19 人を超えて10人またはその端数を増すごとに１人以上配置すること認知症ケアに関することを職員間で伝達または技術的指導の会議を定期的に実施していること
		Ⅱ	5円/日	9円/日	１３円/日	介護職員、看護職員ごとに研修計画を作成し実施すること
30	認知症行動・心理症状緊急対応加算		２１８円/日	４３６円/日	６５４円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが必要であると判断した者に対して、指定介護福祉施設サービスを行った場合
31	褥瘡マネジメント加算	Ⅰ	4円/月	7円/月	１０円/月	・褥瘡発生リスク評価するとともに３月１回評価を行いその厚生労働省に提出し実施情報等を活用していること ・評価の結果褥瘡リスクがあるとされた入所者ごとに医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員等が共同して、褥瘡ケア計画の作成した場合 ・褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施、定期的に記録している場合
		Ⅱ	１５円/月	２９円/月	４３円/月	・評価の結果褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について褥瘡の発生のない場合
32	排せつ支援加算	Ⅰ	１１円/月	２２円/月	３３円/月	・排せつに介護を要する入所者等ごとに要介護状態の軽減の見込みについて医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに少なくとも６月１回評価を行いその評価結果等を厚生労働省に提出し排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること ・評価の結果、適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減が見込まれる者について医師、看護師、介護支援専門員等が共同して排せつに介護を要する原因を分析しそれに基づいた支援計画を作成し当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること ・評価に基づき少なくとも３月１回入所者等ごとに計画を見直している場合
		Ⅱ	１７円/月	３３円/月	４９円/月	施設入所時等の評価の結果要介護状態の軽減が見込まれる者について施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合
		Ⅲ	２２円/月	４４円/月	６６円/月	施設入所時等の評価の結果要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないかつおむつ使用ありから使用なしに改善している場合
33	自立支援促進加算		３２７円/月	６５４円/月	９８１円/月	・医師が医学的評価・見直しを行い自立支援に係る支援計画等の策定等に参加している場合

						・医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同し支援計画を策定しケアを実施していること ・少なくとも３月１回見直しを行う ・厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
34	科学的介護推進体制加算	Ⅰ	４４円/月	８８円/月	１３１円/月	・入所者・利用者ごとの心身の状況等（加算（Ⅱ）については心身、疾病の状況等）の基本的な情報を、厚生労働省に提出していること ・サービス提供に当たって情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
		Ⅱ	５５円/月	１０９円/月	１６４円/月	
35	安全対策体制加算（1 回限り）		２２円/回	４４円/回	６６円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること
36	サービス提供体制強化加算	Ⅰ	２４円/日	４８円/日	６６円/日	介護福祉士８０％以上 勤続１０年以上介護福祉士３５％以上
		Ⅱ	２０円/日	４０円/日	５９円/日	介護福祉士６０％以上
		Ⅲ	７円/日	１３円/日	２０円/日	介護福祉士５０％以上 常勤職員７５％以上 勤続７年以上３０％以上
37	介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の８.３％を加算/月			
38	介護職員処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の６.０％を加算/月			
39	介護職員処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の３.３％を加算/月			
40	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の２.７％を加算/月			
41	介護職員特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の２.３％を加算/月			
42	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の１.６％を加算/月			

※端数処理等があるため、(1)（2）(3）合算金額と実際の金額が合わない場合があります。

また、人員配置・その他の基準を満たしている場合に該当、算定するものもあります。

※ご負担額は介護保険負担割合証に記載されております、負担割合に準じます。

（４）その他の費用　※介護保険給付対象外サービス

①	貴重品管理・預貯金出納管理費	３０円／日	貴重品（通帳）保管・介護保険証等管理
		７０円／日	預り金（通帳等）出納管理・貴重品(通帳・介護保険証等）管理
②	医療費・薬代	実費	健康保険法に基づく自己負担分、薬代など
③	特別な食事	実費	入居者の希望に基づいた特別な食事を提供した場合
④	趣味活動･教養娯楽費、クラブ活動費	実費	個別的に行うレクリエーション、趣味活動等で使用する材料費等、施設で用意するものをご利用いただく場合
⑤	理美容サービス	実費	ご希望され、実施された場合にいただく料金（カット、顔そり、パーマ、カラーなど）
⑥	日常生活必要物品	５０円／日	日常生活に要する諸費用
⑦	持ち込みの家電品使用料	１品 ２００円/月	テレビ・ラジオ・冷蔵庫・ＤＶＤ・パソコン・電気ポット・空気清浄器・加湿器・電気毛布等
⑧	その他	実費	複写物１枚につき 10 円、諸証明書発行手数料 100 円

クローバーのさと　イムスホーム　カウピリ板橋

ユニット型　利用料金

R5. 4. 1　改定

（1）基本料金　（1日あたり）

基本サービス費（介護保険適用時）

要介護度	ユニット型個室		
	1割	2割	3割
要介護1	７１１円	1,４２２円	2,１３２円
要介護2	７８５円	1,５７０円	2,３５５円
要介護3	８６５円	1,７２９円	2,５９３円
要介護4	９４０円	1,８７９円	2,８１９円
要介護5	1,０１３円	2,０２６円	3,０３８円

＊　高額介護サービス費について

・1か月に支払った負担額の合計が負担限度額を超えたときは、市区町村に申請にすることにより払い戻される場合があります。

（2）食費・居住費（1日あたり）・加算項目

居住費【ユニット型個室】		食費
第4段階	2,００６円	1,６３０円

＊　食費・居住費の減額について

居住費・食費については『介護保険負担限度額認定証』をお持ちの方は、認定証に記載してある負担額の通り減額になります。認定を受けていない方は、各区市町村の介護保険課へ直接お問い合わせの上、必要な申請手続きをお願い致します。

尚、介護保険負担限度額認定証は当施設へ、ご持参頂きますようお願い致します。

（3）加算項目

	加算項目		金額			要件
			1割	2割	3割	
1	日常生活継続支援加算		５１円/日	１０１円/日	１５１円/日	・算定日の前 6～12 月間の新規入所者総数のうち要介護4･5の入所者の割合が 70%以上、介護を必要とする認知症者の占める割合が 65%以上、喀痰吸引等が必要な入所者の割合が 15%以上のいずれかの要件を満たし、介護福祉士の数が入所者 6 名につき1名配置されている場合
2	看護体制加算	Ⅰロ	5円/日	9円/日	１３円/日	・入所定員 51 人以上 ・常勤看護師1名以上配置 ・看護介護職員数の基準適合
		Ⅱロ	9円/日	１８円/日	２７円/日	・入所定員 51 人以上 ・常勤看護師配置 25 対1以上かつ看護職員の定員数に1を加えた数以上 ・看護職員による 24 時間連絡体制 ・看護介護職員数の基準適合

3	夜勤職員配置加算	Ⅱロ	２０円/日	４０円/日	５９円/日	・入所定員 51 人以上 ・夜勤職員の最低基準数+1 以上
		Ⅳロ	２３円/日	４６円/日	６９円/日	・上記要件に加え、夜勤時間帯に看護職員又は喀痰吸引等業務･特定行為業務の登録を受けている介護福祉士、特定登録者等を１人以上配置
4	生活機能向上連携加算	Ⅰ	１０９円/日	２１８円/日	３２７円/日	・訪問リハ若しくは通所リハを実施する事業所、又はリハビリを実施する医療提供施設の理学療法士等又は医師の助言に基づき、機能訓練指導員等と共同し個別機能訓練計画書を作成し機能訓練を行った場合
		Ⅱ	２１８円/日	４３６円/日	６５４円/日	・訪問リハ若しくは通所リハを実施する事業所、又はリハビリを実施する医療提供施設の理学療法士等又は医師が指定介護老人福祉施設を訪問し機能訓練指導員等と共同して個別機能訓練計画書を作成し機能訓練を行った場合
			１０９円/日	２１８円/日	３２７円/日	・上記（Ⅱ）の要件に加え個別機能訓練を算定する場合
5	個別機能訓練加算	Ⅰ	１３円/日	２６円/日	３９円/日	・専ら機能訓練指導に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置している場合で、入所者ごとに個別機能訓練計画書を作成して実施している場合
		Ⅱ	２２円/月	４４円/月	６６円/月	・個別機能訓練計加算Ⅰを算定している場合であって、個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、それを活用した場合
6	ＡＤＬ維持等加算	Ⅰ	３３円/月	６６円/月	９９円/月	・日常生活動作の維持又は改善度合いが一定の水準を超えた場合、評価対象期間が満了した日の属する月の翌月から 12 か月以内の期間に限り（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれかを算定する
		Ⅱ	６６円/月	１３１円/月	１９７円/月	
7	若年性認知症受入加算		１３１円/日	２６２円/日	３９３円/日	・若年認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている事業所において、若年認知症利用者に対して介護福祉施設サービスを行った場合
8	常勤医師配置加算		２８円/日	５５円/日	８２円/日	・常勤専従の医師を１名以上配置している場合
9	精神科医療養指導		6円/日	１１円/日	１７円/日	・入所者数の 3 分の 1 以上が認知症で、精神科担当医師による療養指導が月 2 回以上行われている場合
10	障害者生活支援体制加算	Ⅰ	２９円/日	５７円/日	８５円/日	・視覚障害者等が 15 人以上入所している、又は視覚障碍者等の入所者が 30%以上介護老人福祉施設において、専従・常勤の障害者生活支援員を１名以上配置している場合
		Ⅱ	４５円/日	９０円/日	１３４円/日	・視覚障害者等の入所者が 50%以上で、専従常勤の障害者生活支援員を２名以上配置している場合
11	外泊時費用 （月６日限度）		２６９円/日	５３７円/日	８０５円/日	・医療機関への入院・居宅への外泊の場合
12	外泊時在宅サービス利用費 （月６日限度）		６１１円/日	1,２２１円/日	1,８３２円/日	・居宅への外泊の場合で介護老人福祉施設が居宅サービスを提供した場合
13	初期加算		３３円/日	６６円/日	９９円/日	・入所した日から起算して 30 日以内の期間算定。 ・30 日を超える病院又は診療所への入院後に介護老人福祉施設に再び入所した場合

14	再入所時栄養連携加算 （1回限り）	２１８円/回	４３６円/回	６５４円/回	・介護老人福祉施設に入所している利用者が退所し病院又は診療所に入院した場合であって、当該利用者が退院した後に再度、当該介護老人福祉施設に入所する際、2次入所において必要となる管理栄養が、1次入所の際に必要としていた管理栄養とは大きく異なるため、当該介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該利用者に関する栄養ケア計画を策定した場合
15	退所前訪問相談援助加算	５０２円/回	1,００３円/回	1,５０５円/回	・入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、又は医師のいずれかの職種が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合又は、入所者が退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合
16	退所後訪問相談援助加算	５０２円/回	1,００３円/回	1,５０５円/回	・入所者の退所後３０日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して援助を行った場合又は、入所者が退所後にその居宅でなく他の社会福祉施設等に入所する場合であって当該入所者の同意を得て社会福祉等を訪問し連絡調整、情報提供等を行った場合
17	退所時相談援助加算 （1回限り）	４３６円/回	８７２円/回	1,３０８円/回	・入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス等ついて相談援助を行い，かつ，当該入所者の同意を得て，退所の日から 2 週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村及び老人介護支援センターに対して，当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供した場合又は、入所者が退所後にその居宅でなく，他の社会福祉施設等に入所する場合であって，当該入所者の同意を得て，当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報提供した場合
18	退所前連携加算 （1回限り）	５４５円/回	1,０９０円/回	1,６３５円/回	入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合において，当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して，当該入所者の同意を得て，当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ，当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

19	栄養マネジメント強化加算		１２円/日	２４円/日	３６円/日	・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師などが共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週 3 回以上おこない、入所者ごとの栄養状態、嗜好などを踏まえた食事の調整などを実施すること ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること ・入所者ごとの栄養状態などの情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施にあたって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
20	経口移行加算		３１円/日	６１円/日	９２円/日	・医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士，看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して，現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって，当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は，当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り算定
21	経口維持加算	Ⅰ	４３６円/月	８７２円/月	1,３０８円/月	現に経口により食事を摂取する者であって，摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して，医師又は歯科医師の指示に基づき，医師、歯科医師、管理栄養士，看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して，入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い，入所者ごとに，経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって，当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合
		Ⅱ	１０９円/月	２１８円/月	３２７円/月	協力歯科医療機関を定めている指定介護老人福祉施設が、経口維持加算 (1)を算定している場合であって，入所者の経口による継続的な食事摂取を支援するための食事観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
22	口腔衛生管理加算	Ⅰ	９９円/月	１９７円/月	２９５円/月	・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月 2 回以上行うこと ・歯科衛生士が、入所者に係る口腔ケアについて介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと ・歯科衛生士は口腔に関する問題点、歯科医師からの指示、口腔ケアの内容、介護職員への技術的助言及び指導その他必要な事項を記録すること
		Ⅱ	１２０円/月	２４０円/月	３６０円/月	・口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
23	療養食加算		7円/回	１３円/回	２０円/回	・医師の発行する食事箋に基づき、疾病治療の直接の手段として療養食を提供していること ・療養食の提供が、管理栄養士、栄養士により管理されていること

						・年齢や心身の状況を考慮し適切な栄養量、内容の療養食を提供すること
24	配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間	７０９円/回	1,４１７円/回	2,１２６円/回	・配置医師が早朝または深夜に施設を訪問し、診療を行うこと及び診察の内容を記載すること ・入所者に対する緊急時の注意事項や病状についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどが、配置医師と施設の間で具体的に取り決められていること ・複数名の配置医師を置いている、若しくは、配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保していること
		深夜	1,４１７円/回	2,８３４円/回	4,２５１円/回	
25	看取り介護加算Ⅰ 1：死亡日 45 日前～31 日前 2：死亡日 30 日前～4 日前 3：死亡日前々日、前日 4：死亡日	1	７９円/日	１５７円/日	２３６円/日	・医師が回復の見込みがないと判断したものであること ・医師、看護師、介護支援専門員その他の職種のものが共同で作成した入所者の介護にかかる計画について、説明を受け同意している者であること ・入居者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、入居者に関する記録を活用し行われる介護について説明を受け同意した上で介護を受けている者であること ・人生の最終段階における医療･ケアの決定プロセスに関するガイドライン等の内容に沿った取り組みを行うこと ・看取りに関する協議の場の参加者として生活相談員を明記すること ・ケアプラン作成にあたり本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること
		2	１５７円/日	３１４円/日	４７１円/日	
		3	７４２円/日	1,４８３円/日	2,２２４円/日	
		4	1,３９６円/日	2,７９１円/日	4,１８６円/日	
26	看取り介護加算Ⅱ 上記 1～4 同様	1	７９円/日	１５７円/日	２３６円/日	・配置医師緊急時対応加算に該当 ・上記（Ⅰ）にいずれも該当 ・介護老人福祉施設内で死亡した場合
		2	１５７円/日	３１４円/日	４７１円/日	
		3	８５１円/日	1,７０１円/日	2,５５１円/日	
		4	1,７２３円/日	3,４４５円/日	5,１６７円/日	
27	在宅復帰支援機能加算		１１円/日	２２円/日	３３円/日	・在宅復帰率が 30%以上を示すこと ・退所者が退所後 30 日以内に、施設の従事者が退所者の居宅を訪問し、担当ケアマネージャーから 1ヵ月以上在宅で生活できる見込みであることを確認し、記録すること ・入所者の家族との連絡調整を行い、入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること
28	在宅・入所相互利用加算		４４円/日	８８円/日	１３１円/日	数の者に関して在宅や入所期間を定めて、対象事業者の居室を計画的に利用している場合

29	認知症専門ケア加算	Ⅰ	4円/日	7円/日	１０円/日	・利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ以上の者が5割以上を占めること ・認知症介護に関する専門的な研修を終了した者を日常生活自立度Ⅲ以上の対象者が20名に満たない場合は1名以上、20人以上の場合は19人を超えて10人またはその端数を増すごとに1人以上配置すること認知症ケアに関することを職員間で伝達または技術的指導の会議を定期的に実施していること
		Ⅱ	5円/日	9円/日	１３円/日	介護職員、看護職員ごとに研修計画を作成し実施すること
30	認知症行動・心理症状緊急対応加算		２１８円/日	４３６円/日	６５４円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが必要であると判断した者に対して、指定介護福祉施設サービスを行った場合
31	褥瘡マネジメント加算	Ⅰ	4円/月	7円/月	１０円/月	・褥瘡発生リスク評価するとともに3月1回評価を行いその厚生労働省に提出し実施情報等を活用していること ・評価の結果褥瘡リスクがあるとされた入所者ごとに医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員等が共同して、褥瘡ケア計画の作成した場合 ・褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施、定期的に記録している場合
		Ⅱ	１５円/月	２９円/月	４３円/月	・評価の結果褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について褥瘡の発生のない場合
32	排せつ支援加算	Ⅰ	１１円/月	２２円/月	３３円/月	・排せつに介護を要する入所者等ごとに要介護状態の軽減の見込みについて医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに少なくとも6月1回評価を行いその評価結果等を厚生労働省に提出し排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること ・評価の結果、適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減が見込まれる者について医師、看護師、介護支援専門員等が共同して排せつに介護を要する原因を分析しそれに基づいた支援計画を作成し当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること ・評価に基づき少なくとも3月1回入所者等ごとに計画を見直している場合
		Ⅱ	１７円/月	３３円/月	４９円/月	施設入所時等の評価の結果要介護状態の軽減が見込まれる者について施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合
		Ⅲ	２２円/月	４４円/月	６６円/月	施設入所時等の評価の結果要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないかつおむつ使用ありから使用なしに改善している場合

33	自立支援促進加算		３２７円/月	６５４円/月	９８１円/月	・医師が医学的評価・見直しを行い自立支援に係る支援計画等の策定等に参加している場合 ・医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同し支援計画を策定しケアを実施していること ・少なくとも３月１回見直しを行う ・厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
34	科学的介護推進体制加算	Ⅰ	４４円/月	８８円/月	１３１円/月	・入所者・利用者ごとの心身の状況等（加算（Ⅱ）については心身、疾病の状況等）の基本的な情報を、厚生労働省に提出していること ・サービス提供に当たって情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
		Ⅱ	５５円/月	１０９円/月	１６４円/月	
35	安全対策体制加算（1回限り）		２２円/回	４４円/回	６６円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること
36	サービス提供体制強化加算	Ⅰ	２４円/日	４８円/日	６６円/日	介護福祉士８０％以上 勤続１０年以上介護福祉士３５％以上
		Ⅱ	２０円/日	４０円/日	５９円/日	介護福祉士６０％以上
		Ⅲ	7円/日	１３円/日	２０円/日	介護福祉士５０％以上 常勤職員７５％以上 勤続７年以上３０％以上
37	介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の８.３％を加算/月			
38	介護職員処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の６.０％を加算/月			
39	介護職員処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の３.３％を加算/月			
40	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の２.７％を加算/月			
41	介護職員特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の２.３％を加算/月			
42	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の１.６％を加算/月			

※端数処理等があるため、(1)（2）（3）合算金額と実際の金額が合わない場合があります。

また、人員配置・その他の基準を満たしている場合に該当、算定するものもあります。

※ご負担額は介護保険負担割合証に記載されております、負担割合に準じます。

（４）その他の費用　※介護保険給付対象外サービス

①	貴重品管理・預貯金出納管理費	３０円／日	貴重品（通帳）保管・介護保険証等管理
		７０円／日	預り金（通帳等）出納管理・貴重品(通帳・介護保険証等）管理
②	医療費・薬代	実費	健康保険法に基づく自己負担分、薬代など
③	特別な食事	実費	入居者の希望に基づいた特別な食事を提供した場合
④	趣味活動･教養娯楽費、クラブ活動費	実費	個別的に行うレクリエーション、趣味活動等で使用する材料費等、施設で用意するものをご利用いただく場合
⑤	理美容サービス	実費	ご希望され、実施された場合にいただく料金（カット、顔そり、パーマ、カラーなど）
⑥	日常生活必要物品	５０円／日	日常生活に要する諸費用
⑦	持ち込みの家電品使用料	１品 ２００円/月	テレビ・ラジオ・冷蔵庫・ＤＶＤ・パソコン・電気ポット・空気清浄器・加湿器・電気毛布等
⑧	その他	実費	複写物１枚につき 10 円、諸証明書発行手数料 100 円